

- 的支援及び福祉サービスの在り方について十分に検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】
- (8) 思春期精神保健の専門家の養成  
厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の被害者等の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【厚生労働省】
- (9) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施  
厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするために、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を実施する。【厚生労働省】
- (10) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施  
厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】
- (11) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進  
文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「医学教育モデル・コア・カリキュラム」<sup>\*7</sup>に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。【文部科学省】
- (12) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等  
文部科学省において、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」の中で、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、その結果に基づき、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【文部科学省】  
(再掲：第5、1.(15)エ)
- (13) 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施  
厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】
- (14) 檢察官等に対する研修の充実  
法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。【法務省】
- (15) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進  
文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】
- (16) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等  
厚生労働省において、平成16年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、次の施策を実施する。  
ア 児童相談所の夜間・休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市の設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図っていく。【厚生労働省】  
イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。【厚生労働省】
- (17) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実  
文部科学省及び厚生労働省において、少年被

害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省・厚生労働省】

(18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。

【文部科学省】

イ 文部科学省において、スクールカウンセラーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラーに対する研修を支援するとともに、各学校における取組を引き続き促進する。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（再掲：第5、1.(15)イ）

(19) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察において、被害少年<sup>\*\*</sup>が受ける精神的打撃の軽減を図るために、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。【警察庁】

(20) 里親制度の充実

厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。【厚生労働省】

(21) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。【厚生労働省】

(22) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

(23) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。【厚生労働省】

イ 金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】

## 2. 安全の確保（基本法第15条関係）

### [現状認識]

犯罪被害者等が再び危害を加えられることに不安を抱くのは、暴力団員によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、ストーカー行為、配偶者等による暴力（DV）の反復などのいわば典型的な場合に限られるものではない。暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等により被害を受けた場合、犯罪被害者等の多くが、再び危害を加えられることに対し深刻な不安を抱いている。また、実際に再被害を受けた事案も存在する。再被害を防止することは当然であるが、再被害に対する不安は、被害申告を躊躇させる原因ともなるなど犯罪被害者等の大きな負担となっており、不安を解消する取組が必要であるとの指摘がある。

### [基本法が求める基本的施策]

基本法第15条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、

- ・一時保護、施設への入所による保護
- ・防犯に係る指導
- ・犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置
- ・犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保